

自由民主党  
**AOMORI 政治塾**

**第1期生募集！**

平成24年8月募集開始



AOMORI 政治塾事務局  
(自由民主党青森県支部連合会内)

# AOMORI 政治塾 講座開催予定

平成24年7月現在

■日程・内容等は変更になる場合があります。

月 日	時 間	内 容	場 所
10月6日(土)	13:00~14:00 14:15~15:15	開塾式・第一講座① 第一講座②	
11月3日(土)	13:00~14:00 14:15~15:15	第二講座① 第二講座②	
2月2日(土)	13:00~14:00 14:15~15:15	第三講座① 第三講座②	
3月2日(土)	13:00~14:00 14:15~15:15	第四講座① 第四講座②	
4月6日(土)	13:00~14:00 14:15~15:15	第五講座① 第五講座②	
6月1日(土)	13:00~14:00 14:15~15:15	第六講座① 第六講座②・閉塾式	

# AOMORI 政治塾 募集要項

## 一期塾生を募集します！

- 入塾資格 自民党の政策を理解し応援したい方。政治に関心があり、時代のリーダーを目指すべく自己研鑽に励みたい方。自らの人生を考え、生涯学習に意欲的な方。原則として、入塾時より全ての講座に出席できる方。  
①日本国籍を有すること  
②自民党以外の政党の党籍を有しない満18歳以上の者
- 講座 講義年6回、その他公開講座、課外活動等  
定員30名程度
- 応募書類 下記県連ホームページからダウンロードするか、県連事務所で配布しております。郵送または持参により提出してください。  
1、入塾申込書  
2、指定の履歴書  
3、入塾志望理由
- 申し込み期間 平成24年8月22日（水）～9月19日（水）
- 受講料 一般 5,000円  
党員 1,000円  
入塾時に一括納入。（当日入党も可能）  
※課外活動等開催する場合、諸経費を徴収する場合があります。  
交通費等は自費となります。
- 会場 青森市内
- 開塾までの日程 申し込み期間締め切り後、公正厳正に書類選考を行った後、指定の住所に対し可否の通知をいたします。

### 書類提出先

AOMORI 政治塾事務局（自由民主党青森県支部連合会内）  
〒030-0803 青森県青森市安方1-10-16  
TEL：017-723-2454  
FAX：017-777-5090  
ホームページ：<http://www.jimin-aomori.jp/>

# AOMORI 政治塾 入塾申込書

私は、AOMORI 政治塾の学則を熟読して理解の上同意し、下記の書類をもって入塾を申し込みます。

平成 年 月 日

(自筆) 氏名

印

## <応募書類一覧>

- ①入塾申込書（本書） 1 通
- ②履歴書（指定用紙） 1 通
- ③入塾志望理由（400字詰め原稿用紙1枚） 1 通

No. ※

## AOMORI 政治塾 履歴書

(ふりがな) 氏名	( )	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	写 真 欄 (カラー)  ○申込前6月以内に撮影した 上半身・正面・無帽のもの  ○縦5cm横4cm程度のもの
自 民 党 党 籍	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
生年月日	年 月 日生	(満 歳)		
本 籍 地	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県			
ふりがな 現住所	〒 ー			
電話番号				
FAX番号				
携帯番号				
Eメール				

現在の職業

政治活動歴	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

(その1)

自由民主党





# AOMORI 政治塾学則

## 前 文

AOMORI 政治塾は、自由民主党青森県支部連合会が、国及び地域の将来を担うにふさわしい人材を発掘・育成するために設置する教育機関である。

## 第一章 総則

- 第 1 条 本塾はAOMORI 政治塾（以下 本塾）と称する。
- 第 2 条 本塾は自由民主党青森県支部連合会（以下 県連）内に置く。
- 第 3 条 学則は自由民主党青森県支部連合会役員会（以下 県連役員会）によって定められる。
- 第 4 条 この学則は、受講生並びに卒業生、聴講生、体験入学生、及び本塾に在籍し受講経験を持つ者すべてに適用される。

## 第二章 組織及び運営

- 第 5 条 本塾に、塾長並びに事務総長及び事務職員を置く。
  - ①塾長は、本塾の責任者として県連会長が務めることとし、塾務を掌る。
  - ②事務総長は、本塾の事務責任者として青年局長が務めることとし、業務を掌る。
  - ③必要な場合は、県連役員会の承認を得て新たな役職を設けることができる。
  - ④事務職員は、県連職員が担当する。
- 第 6 条 本塾は、一年間につき 6 講座を開設する。

## 第三章 入塾

- 第 7 条 入塾の時期は開校式に準ずる。ただし、塾長の許可を得れば、途中入塾できるものとする。
- 第 8 条 本塾に入塾を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載の上申し込み、書類選考を受けるものとする。
- 第 9 条 本塾に入塾することができる者は、下記各号のすべてに該当する者とし、自由民主党党员であることの有無は問わない。
  - ①日本国籍を有すること。
  - ②自由民主党以外の政党の党籍を有しない満 18 歳以上の者。



第10条 提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しない。

第11条 学費は、一年間につき金5,000円（党員は1,000円）とする。

①学費には、既定の受講料の他、セミナー参加費などを含むものとする。

②既に納付された学費については、如何なる理由があっても返還しない。

③その他、課外活動などの際には、諸経費を徴収する場合がある。

第12条 前条（第10条）の手続きを終え、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに受講料を納付したのちに、塾長が入塾を許可する。

## 第四章 卒業

第13条 以下の項目すべてを満たしている者に、塾長が卒業を許可し、証書を授与する。

一、受講回数が三分の二以上

二、卒業論文を提出している

第14条 本塾の修業年限は一年間を原則とする。ただし、在学年数の上限は特に定めない。

第15条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した所定の退学願を提出し、塾長の許可を得なければならない。

## 第五章 賞罰及び除籍

第16条 表彰に関しては、塾長が決定する。

第17条 塾長は、次の号に該当する者を懲戒または除籍することができる。

①入学申し込み内容に虚偽があった者

②正当な理由なくして出席しない者

③本校の秩序、風紀を乱し、倫理や常識に反した者

④自由民主党以外の政党やそれに類する立場から立候補した者

⑤自由民主党の支部情勢を無視した行動で、県連、本塾に不利益を与えた者

⑥前文に反する行為に及んだ者

⑦その他、塾長が懲戒または除籍することが適切と認めた者

## 第六章 その他

第18条 本塾生は、自由民主党、自由民主党青森県支部連合会、AOMO

R I 政治塾、その他これらに類する名称を許可なく使用してはならない。

第 19 条 この学則にない事項は、県連役員会の方針に基づき、塾長が決定する。

## 付 則

本学則は、平成 24 年 10 月 6 日より施行する。